

台湾における現地情報

2021年10月14日

株式会社フェアコンサルティング

坂下 幸紘

【台湾での新型コロナウイルス感染状況】

台湾では、全土の一日の感染者数がほぼ0の状態が続いており、5月以前の日常が回復しつつあります。ただし、店内飲食における人数制限、ソーシャルディスタンスの確保などにより、飲食業を中心として業績への影響は引き続き避けられない状況です。現在の第二級措置（第四級が最も厳しく外出制限がかかる）は今後も継続される見通しです。

また、前月と同様に海外からの台湾渡航の原則禁止・ビザ発給停止措置は今後も継続され、再開のめどがたっていません。

・感染者・死亡者速報通知(2021年10月13日付)



【台湾への入境制限】

2021年5月19日から原則としてすべてのビザの発給を停止しており、第二級警戒態勢に下げられた7月27日以降もこの措置は継続されています。そのため居留証を持たない外国人の一時的な出張、長期滞在を前提とした駐在とともに、現在日本から台湾に渡航することはできません。また再開のめども立っていません。

ただし、台湾政府が重要と認める大型取引で、かつ代替不可能な場合などには特別許可によりビザ発行・台湾渡航が認められているケースもありますが、非常に特殊なケースに限られるため、一般的なビジネスにおいては引き続き渡航ができない状況が続くと予想されます。

【ノービザ滞在の再延長措置について】

10月7日内政部移民署は2020年3月21日以前に台湾に合法的に入境し、滞在期間が180日を超える場合は、30日間の滞在期間延長（16回目）を発表しました。延長には特段の手続きは不要であり、自動で延長されます。これにより既に台湾にいながら本来の滞在期間が過ぎてしまっていた外国人は、引き続き台湾滞在が可能です。ノービザ延長措置で滞在している日本人は自身がいつまで滞在可能か再度確認することをお勧めします。

【オンライン株主総会の開催を認める会社法修正案】

台湾経済部は8月30日に株主総会のオンライン開催を定款に明記しなくても可能とする修正案を予告しました。現行法ではオンライン開催規定を定款に盛り込んで初めて可能となりますが、この予告案が正式に施行されればその条文は不要となります。

特に現地企業との合弁会社が2018年の会社法改正で盛り込まれたオンライン開催規定を定款に規定していない場合、現状のコロナ禍において状況によっては委任状による代理出席などの対応が必要でしたが、本修正案が通ればその必要はなくなります。